総合教育会議

貧困家庭対策の取り組みについて

保健福祉部

1 国における貧困家庭対策について

平成25年「国民生活基礎調査」によると、平成24年の子どもの貧困率は16. 3%であり、およそ6人に1人の子どもが貧困の状態にあると言われています。

国では、貧困のために教育の機会に恵まれず、その結果、就職に際しても不利な 状況をもたらすなど、現実として格差が生じていることから、平成26年1月に「子 どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、すべての子どもたちが夢と希望 を持って成長していける社会の実現を目指して、同年8月に「子どもの貧困対策に 関する大綱」が策定されました。

2 県における貧困家庭対策について

群馬県では、子どもの将来がその生まれ育った環境により左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するため「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づき「群馬県子どもの貧困対策推進計画書」(平成28年度~31年度)を策定しました。

3 子どもの貧困対策の基本方針

すべての子どもが夢と希望を持って成長していける社会と貧困世代間連鎖の解消の実現に向け、次の4本の柱を軸に事業を行っています。

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の支援
- (3) 保護者に対する就労の支援(4) 経済的支援

(1) 教育の支援(主な事項)

①生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者に対する包括的な相談支援を行う体制が整備されたが、今後は、 関係機関との連携体制を目指す中で、家庭の状況に応じて、学校との連携を 推進していきます。

②生活困窮世帯やひとり親家庭等の子どもに対する学習等の支援

県や市が中心となり居場所の提供を通じた学習支援や生活面の支援の他、 必要に応じて保護者に対する支援を併せて行い、家庭環境を整えることに努 めます。

【主な事業】

・子どもの学習支援事業(平成29年度実施予定)

(2) 生活の支援(主な事項)

①仕事と子育ての両立に向けた取り組み

仕事と子育てを両立しつつ継続就業することのできる職場環境づくりを推進するため、企業における従業員の子育て支援やワーク・ライフ・バランスの取組等を後押しする仕組みづくりを課題として取り組んでいます。

②保護者の自立支援

生活困窮状態にある方の多くは、負債や失業さらには身体や心の病気といった複数の問題を抱えていると言われており、支援にあたっては、包括的に悩みを受け止めた上で解決を図っています。生活困窮者が抱えている課題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行い、関係機関との連絡調整や支援の実施状況確認なども行います。

【主な事業】

- •生活困窮者自立相談支援事業
- •住居確保給付金支給事業

(3) 保護者に対する就労の支援(主な事項)

①ひとり親家庭の親に対する就労支援

ひとり親家庭の親に対し、相談事業、就業環境支援、能力開発支援を柱に、総合的な就業支援に取り組んでいます。

②能力開発等支援

ひとり親家庭の親が資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合に、 仕事との両立が困難な者については、一定期間の生活費の支給や修了時に、 一時金を支給する高等職業訓練促進給付金等の事業を実施しています。

【主な事業】

- ・ひとり親家庭就職サポート事業
- •母子家庭等対策総合支援事業
- •高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

(4)経済的支援(主な事項)

①保育料の減免

本市の保育料は、生活保護世帯では免除、非課税世帯の一部免除とするほか、所得に応じた保護者負担となるよう、基準よりきめ細かな階層により料金設定を行っています。さらに3歳未満児と3歳以上児の保育料を同額とし、若い世代でも利用しやすく、12市で比較した中でも、安い保育料設定となっています。

多子世帯の軽減策として、第3子以降保育料無料化、同時就園の第2子は 4割負担、年収360万円未満相当のひとり親世帯については、第1子を半 額、第2子は無料とし、経済的な負担の軽減に努めます。さらに未婚のひと り親世帯に対して寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します。

②ひとり親家庭等へ支援

経済的に厳しい状況に置かれているひとり親家庭への支援を手厚く行います。児童扶養手当の支給や寡婦控除のみなし適用などを行っています。

【主な事業】

- •児童扶養手当支給事業
- ・寡婦控除のみなし適用事業

貧困家庭の定義について

【貧困家庭】

生活必要手段(就労面、生活面、健康面)の欠乏によって低所得となり、生活に 困窮する家庭をいう。生活保護を受けている被保護世帯や、受けていないがそれと 境を接し、最低生活を余儀なくされているボーダーライン層(生活困窮者※)など が 含まれる。

※<u>生活困窮者</u>とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することがでなくなるおそれのある者。(生活困窮者自立支援法第2条第1項より)

〈参 考〉

相対的貧困率

収入から税金、社会保険料等を差し引いた「手取り収入」から世帯人数による 影響を調整して算出した、世帯人員1人あたりの所得の中央値の半分の額(「貧 困線」という)に満たない人の割合をいう。平成24年の貧困線(※)は122万 円 (厚生労働省「国民生活基礎調査」より)

- ※貧困線とは、統計上、生活に必要な物を購入できる最低限の収入を表す指標
- ※相対的貧困率に対する「絶対的貧困率」とは、生きる死ぬの生命に関する貧困のこと。憲法第25条で文化的な最低限度の生活を送る権利を保障している。

子どもの貧困率

子どもの貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。

日本の子どもの貧困率は、平成24年に16.3%であり、およそ6人に1人の子どもが平均的な所得の半分以下で暮らしている。また、子どもの貧困率は、平成18年から年々上昇し平成24年には相対的貧困率を上回り、子どものいる世帯に貧困が広まっていることがうかがえる。

(厚生労働省「国民生活基礎調査」より)